

ホームページ掲載内容の一部誤りのお詫びと訂正について

令和3年7月

ホームページに掲載いたしました「雇用関係助成金共通要領」の別紙である併給調整表（平成31年4月1日現在から令和3年3月22日現在まで）の一部に誤りがございましたので、ここに訂正しお詫び申し上げます。

○人材確保等支援助成金（働き方改革支援コース）と雇用調整助成金（休業・教育訓練）及び雇用調整助成金（出向）の併給について

（旧）－ 同時に双方の支給要件を満たすことはないため、併給調整の問題は生じない。

（新）× 双方の支給要件を満たした場合であっても、どちらか一方しか支給できない。（一方が既に支給済であった場合、もう一方の支給は不可。）

なお、本件に関連して、特定の要件を満たす事業主については、別紙「人材確保等支援助成金（働き方改革支援コース）と雇用調整助成金の併給調整について」に記載のとおり、遡及して支給申請等を可能とすることといたしました。

○人材確保等支援助成金と雇用調整助成金に係る新旧対象表 (色塗り傍線の部分は差し替え部分)

(新)		(旧)	
雇用関係助成金支給要領 (※) 別紙2を抜粋		雇用関係助成金支給要領 (※) 別紙2を抜粋	
令和2年度(令和2年4月1日以降) 雇用関係助成金併給調整表		令和2年度(令和2年4月1日以降) 雇用関係助成金併給調整表	
1	2	1	2
1 雇用調整助成金(休業・教育訓練)	×	1 雇用調整助成金(休業・教育訓練)	×
2 雇用調整助成金(出向)	×	2 雇用調整助成金(出向)	×
33 人材確保等支援助成金(雇用管理制助成コース)	○	33 人材確保等支援助成金(雇用管理制助成コース)	○
34 人材確保等支援助成金(介護福祉機器助成コース)	×	34 人材確保等支援助成金(介護福祉機器助成コース)	×
35 人材確保等支援助成金(介護・保育労働者雇用管理制助成コース)	○	35 人材確保等支援助成金(介護・保育労働者雇用管理制助成コース)	○
36 人材確保等支援助成金(中小企業団体助成コース)	×	36 人材確保等支援助成金(中小企業団体助成コース)	×
37 人材確保等支援助成金(人事評価改善等助成コース)	○	37 人材確保等支援助成金(人事評価改善等助成コース)	○
38 人材確保等支援助成金(設備改善等支援助成コース)	○	38 人材確保等支援助成金(設備改善等支援助成コース)	○
39 人材確保等支援助成金(働き方改革支援助成コース)	×	39 人材確保等支援助成金(働き方改革支援助成コース)	×
40 人材確保等支援助成金(雇用管理制助成コース(建設分野)) ※整備助成	○	40 人材確保等支援助成金(雇用管理制助成コース(建設分野)) ※整備助成	○
41 人材確保等支援助成金(雇用管理制助成コース(建設分野)) ※登録基幹技能者処遇向上支援助成	○	41 人材確保等支援助成金(雇用管理制助成コース(建設分野)) ※登録基幹技能者処遇向上支援助成	○
42 人材確保等支援助成金(若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)) ※事業主経費助成	×	42 人材確保等支援助成金(若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)) ※事業主経費助成	×
43 人材確保等支援助成金(若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)) ※事業主経費助成	×	43 人材確保等支援助成金(若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)) ※事業主経費助成	×
44 人材確保等支援助成金(若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)) ※推進活動経費助成	×	44 人材確保等支援助成金(若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)) ※推進活動経費助成	×
45 人材確保等支援助成金(作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)) ※作業員宿舎等経費助成	○	45 人材確保等支援助成金(作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)) ※作業員宿舎等経費助成	○
46 人材確保等支援助成金(作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)) ※女性専用作業員施設設置経費助成	○	46 人材確保等支援助成金(作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)) ※女性専用作業員施設設置経費助成	○
47 人材確保等支援助成金(作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)) ※訓練施設等設置経費助成	○	47 人材確保等支援助成金(作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)) ※訓練施設等設置経費助成	○
48 人材確保等支援助成金(外国人労働者就業環境整備助成コース)	○	48 人材確保等支援助成金(外国人労働者就業環境整備助成コース)	○

※令和3年3月10日付け職発0310第3号「雇用安定事業の実施等について(特定求職者雇用開発助成金に係る電子申請の運用開始)」による改正によって、令和3年3月22日から施行されたもの。平成31年4月1日以降、令和3年3月22日より前に公表された雇用関係助成金併給調整表についても、同部分については同様の取り扱いを行うこととする。